平成27年度第1回幌延町総合教育会議 議事録

- 1 日時 平成28年2月19日(金) 午後3時00分~午後3時50分
- 2 場所 幌延町役場庁舎2階 小会議室
- 3 出席者

(構成員)

町 長 野々村 佐 介 啓 春 坂 内 啓 春 東 教 育 委 員 堀 本 澤 瑞 浩 浩

(事務局)

副町長岩川実樹

 総務課主幹
 宮 古 雅 孝
 教 育 次 長 田 村 真 造

 総務課主者
 勝
 総務学校主幹 伊 藤 一 男

 総務課主者
 厚

4 内容

○事務局

定刻となりましたので、ただ今から、平成27年度第1回幌延町総合教育会議を開催 いたします。

開会にあたりまして、野々村町長から一言ご挨拶を申し上げます。

○町長

皆さん、こんにちは。

平成27年度第1回幌延町総合教育会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 本日はお忙しい中、初めての開催となります総合教育会議にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃から教育行政、また、本町のまちづくりにご尽力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

さて、国が昨年6月に発表いたしました調査結果によると、日本の総人口は、昨年比で約27万人の減と、調査以来、最大の減少幅を記録いたしました。少子高齢化が進む中で、社会・経済の持続的な発展に向けて、国民一人ひとりが豊かな知識や経験を蓄え、持てる力を最大限に発揮していくことが求められております。国を挙げた教育の充実が

大きな政策課題となっているゆえんであります。また、地域におきましても、生涯にわたり充実した生活を送ることができる環境づくりや、持続可能で活力あるまちづくりなどを進めてまいる上で、将来を見据えて、地域総がかりで、ひとづくりに取り組んでいく必要があり、教育の重要性は、ますます高まっているものと認識をしております。

こうした中、国におきまして、昨年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正、教育行政のしくみを大きく転換いたしました。総合教育会議は、その柱の一つとして、教育委員会の方々と自治体の長が地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、効果的な教育の推進することを目指して、導入されたものであります。

委員の皆様とともに、この会議をよりよい教育のため、また、未来志向の掛け合いの場としていきたいと考えております。ぜひ、幅広い視点から忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げて、私からの挨拶にかえさせていただきます。本日はよろしくお願いをいたします。

○事務局

続きまして、教育委員会を代表し、番坂教育委員長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○教育委員長

皆様、ご苦労様です。

教育委員会はこれまでも、野々村町長をはじめ、歴代の町長と連携のもとで、本町の 教育行政を推進してきたものと考えております。

この度の法改正により、この総合教育会議が設置され、町長と教育委員会とのつながりが、今後はより確かなもの、より充実したものになるものと考えております。そして、総合教育会議という機会をいただけることで、様々な立場や考えを持って、町民の意見を教育行政に反映する、いわゆるレイマンコントロールの役割を担う私ども教育委員と町長とが、これまで以上に連携することで、幌延町の教育のさらなる発展につながることを期待しているところでございます。

教育委員会といたしましては、社会情勢の変化に対応した柔軟でかつ適切な教育行政を推進し、幌延町総合計画で掲げている、「心豊かな人と文化を育むまちづくり」を進めていく上でも、総合教育会議をよい機会と捉え、本町の教育行政を推進してまいりたいと考えております。この総合教育会議が実り多いものとなることを期待し、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

○事務局

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行は野々村町長にお願いします。

○町長

協議事項(1)「幌延町総合教育会議の運営について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

私の方から説明させていただきます。

「幌延町総合教育会議の運営について」の協議事項に入る前に、総合教育会議及び法 改正の概要について、事務局から説明させていただきます。

はじめに資料1をご覧ください。

総合教育会議は、「1概要」にございますとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴いまして、地方公共団体の長と教育委員会による意思疎通の場として設置され、町の教育課題や方向性を共有し、教育行政の推進を図る会議です。

会議の「2位置づけ」といたしましては、地方公共団体の長と教育委員会の対等な協議・調整の場であり、事務の調整が行われた事項については、その結果を尊重することが定められております。会議の構成員は首長と教育委員会で、会議の開催・召集は首長となります。

次に、「3協議・調整事項」といたしましては、本日この後協議を行います教育に関する大綱の策定や、教育、学術及び文化の振興を図るための重点施策のほか、児童・生徒の生命・身体に被害が生じ、又は生ずるおそれのある場合の緊急的な措置が挙げられております。

「4会議の公開と議事録の作成及び公表」についてでございますが、本会議は原則公開とし、会議の議事録を公表するものとされております。

次に、「5開催スケジュール」につきましては、概ね、年2回程度の開催を本町では、 予定していきたいと考えております。

法的根拠につきましては、すでに、ご承知の内容とは存じますが、参考資料の1「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正のポイント」、次のページに「文部科学省が作成した教育委員会制度改正のパンフレット」、次に、参考資料の2は、資料1、また、後程説明する資料2に、かっこ書きで示した法律で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の関係部分を抜粋したものでございます。後ほどご覧いただきたいと思います。以上を踏まえまして、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、会議で定められることとなっております、そのため、運営に関する要綱を決定いただこうとするものでござ

います。

協議事項(1)の次のページの別紙1をご覧ください。

この「幌延町総合教育会議運営要綱(案)」をもとに、会議の開催要件や招集手続、議事録の作成、公表などを定めてまいりたいと考えております。道教育委員会やその他の市町村を参考にし、要綱案を作成しました。

第2条、会議の開催について記載しておりますが、会議は基本的に町長と教育委員会の皆様のご出席をいただいて開催するものでございますが、緊急の必要があるときには、町長と教育長の出席により、さらには、副町長と教育委員さんの一人の出席でも開催できることとしたいと考えております。

第7条では第2号として、出席した構成員及び法第1条の4第5項の項の規定に基づき「出席した関係者又は学識経験者がいる場合は」と記載していますが、総合教育会議では、協議を行うに当たって必要があるときは、協議事項に関する関係者や学識経験者を招聘し説明や意見をきくことができます。

第8条では、総合教育委員会議の事務局は、総務課総務グループに置くことにしたいと思います。

第6条では、会議の傍聴に関する事項は別に定めることとなっております。それにつきましては、別紙2、傍聴に関する要領(案)をつけております。この傍聴に関する要領におきまして、傍聴申請の手続や傍聴者の方に守っていただきたい事項などを定めているところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○町長

ただいま事務局から説明ございました議題について、ご意見等ございますでしょうか。

○教育長

第7条の(2)で、「出席した構成員の中で、関係者又は学識経験者がいる場合は」と 書いてあるんですけれども、既に始まっているところを見ると、コミュニティスクール 等について、このような会議の場で、詳しい人に来ていただいて、勉強会をするとか、 そういうのもこの会議の中でできるということで、情報を得ているところです。

○町長

他に意見等はありませんでしょうか。

○堀委員

運営要綱第2条第3項を見ると、町長サイドから1名、教育委員サイドから1名の計2名でこの会議が成り立つということですが、どのような場合を想定しているのでしょうか。

○事務局

緊急の場合に対応することを想定しています。緊急時に関係者が揃わず会議を開催できないという事態を避けるためです。

○堀委員

この会議に、学校長等を呼ぶことはできるのでしょうか。

○教育長

可能です。総合教育会議の協議を行うにあたって必要があると認めるときは、関係者 等から協議すべき事項に関して意見を聞くことができるとされています。

○澤谷委員

運営要綱第3条第3項で、ホームページに会議日時、議題等を公表するとありますが、 今後そのようにするのですか。

○事務局

はい。今後の会議の開催予定や、会議の議事録も調製し、ホームページで公表します。

○尾内委員

傍聴人がいる場合、傍聴人はどこに座るのですか?

○事務局

室内の後ろの方に座っていただくことを予定しています。

○委員

この会議の場で、教育委員や議会から意見を述べるということは可能でしょうか?

○事務局

総合教育会議は、あくまでも教育行政について町長と教育委員で意見交換を行う場であるため、議会からの意見はまた別の話となります。

○町長

特にそのほかご意見がなければ、原案どおり決定させていただきたいと思います。 次に、協議事項(2)「幌延町教育大綱の策定について」を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局

「幌延教育大綱の策定について」の協議事項に入る前に、大綱の策定について、説明させていただきたいと思います。

資料2「大綱の策定について」をご覧ください。

- 1 大綱とは、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する教育の目標や施策 の根本的な方針を定めるものであります。
- 2 大綱の策定は、総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整を尽くして町長が策定することとなります。

地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとし、これを定めたとき、又は変更したときは、遅滞なく、公表しなければなりません。

大綱の策定は、地方公共団体の長に対し、法第21条に規定する事務(教育委員会が管理し、執行する事務)を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはなりません。

大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の 長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに 鑑み、4年~5年程度を想定することになります。

- 3 大綱の主たる記載事項については、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の 推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保 育の充実等、予算や条例等の町長の有する権限に係る事項についての目標や根本と なる方針です。
- 4 大綱の記載時に判断が必要なものについては、全国学力・学習状況調査結果の公表では、市町村教育委員会は当該市町村の大綱に記載してもよいと判断した場合には、記載もあり得る。

尊重義務に係ることでは、首長と教育委員会の調整のついていない事項の執行に ついては、教育委員会が判断する。

5 教育振興基本計画及びその他の計画と大綱についてですが、教育基本法第 17 条 第1項の規定において、地方公共団体が、国の教育振興基本計画を参酌し、その地 域の実情に応じ、当該地方公共団体が教育振興基本計画及びその他の計画を定めて いる場合に、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置 付けることができると考えられる場合、別途大綱を策定する必要はないとされてい ます。

本町であれば、教育に関する基本計画は、第5次幌延町総合計画の後期基本計画が、 それにあたります。参考資料3として教育の部分を抜粋印刷し添付しております。

参考資料4として、各町村の教育大綱を添付しておりますので、今後の協議の参考 にしていただければと思います。

パターン1としては、1枚もので、策定されている教育大綱 3例(P1大樹町、P 2苫小牧市、P3音更町「両面」)

パターン 2 として、P 4 羽幌町、P 10 厚岸町、P 12 東神楽町、P 13 美幌町、P 14 新ひだか町のように、総合計画を基に策定している方式。

パターン3として、浜頓別町のように、「第10次浜頓別町教育推進計画(まなびプラン)」を大綱と位置付けることで、町長、教育長、教育委員一同、浜頓別町教育大綱の策定について承認・決定し、大綱に代えた町村もあります。

大綱の概要については、以上です。

○町長

ただいま事務局から説明のあった大綱の策定については、総合教育会議における重要な案件ということになっております。

私としては、第5次総合計画後期基本計画や幌延町まち・ひと・しごと総合戦略の内容を基本として、委員の皆様と協議のうえ、今後幌延町教育大綱を策定したいと考えておりますが、この件について皆様のご意見を伺いたいと思います。

○堀委員

教育大綱を最初から細かく作るとなると、かなりの部分が総合計画の教育関係部分と 重複する部分があると思われるので、大綱に関して大まかな項目として設定してはどう か。

○澤谷委員

わかりやすい教育大綱が良いと思う。

○教育長

大綱なのであまり細かいことを載せずに、リーフレットのようなわかりやすいもので 良いのではないかと思う。

○町長

皆様からご意見いただきました。皆さんが見てわかりやすく、インパクトがあるような大綱が良いのではないかとのことでした。

では、幌延町教育大綱を策定することとして決定し、本日の皆様からのご意見をまとめた形で事務局から素案をお示しし、次回の会議で決定いただければと考えておりますので、よろしくお願いします。

それでは、その他に入ります。

日頃委員さんが、町の教育行政に対して、思っていることなどがありましたら、ご意 見を聞かせていただきたいと思います。

○堀委員

幌延側の小中学校の老朽化が進んでいるが、今後の方針について教育委員会だけで決められる問題でもないので、町側とも協議していきたい問題だと考えているが、いかがか。

○町長

学校の老朽化については、まさしく大改修の日程が迫ってきております。

本来28年度から取り組んで行かなければならないところですが、そこをどのようにしていくかということについては、今後教育委員の皆様と教育大綱と同じように、このまちの子どもたちをどう育てていくかということにも大きく関わってくるのかなと思っています。総合計画の中にも書いてありますが、いつになるかわからないとしても、小中一貫校の教育のあり方等が騒がれているところでありますし、いじめの問題はわがまちではそれほどないのでしょうけれども、学力の関係については、小中一貫校の良い面しかアピールばかりでデメリットはあまり取りざたされていない。そのようなことも含めて、今後委員の皆様と協議をしていかなければならない時期が来るのかなと思っています。それでなければ、大改修の予定の中で早めに大改修の予定の中で大改修をしていくということです。大改修を行うにしても、相当大規模な費用がかかるということもありますから、今後議論していかなければならないという気がしております。

教育委員会は遠慮することなく、自由な理想や夢を語っていただきながら、また住民の方々のご意見をいただきながら今後どうしていくかということを考えなければならないと思っています。ただ、財政面でも限られた中で取り組まなければならないということもあるという中で、全部を完璧に改修しようとすれば桁違いの額がかかることになります。

ですが、子どもたちへの教育にマイナスにはならないことですし、人を育てなければ

きちんとした子ども達が残っていただけない、育っていただけないということは間違いない話ですから、やはり「人をつくる」基本となるということできちんとした形で育っていただくためにも、そういうことが希望でございますということでご意見をいただきたいと考えているところです。

次回の会合は、先ほども申し上げたとおり事務局において教育大綱の素案が出来上が り次第、ご案内させていただきたいと考えております。

きょうの皆様方のご意見を十分踏まえる形で、また、そこで追加的なご意見等を個別にお伺いすることもあり得るかもしれませんが、そういった中で大綱の素案をご提出申し上げ、協議していただきたいと思います。

本日は、ありがとうございました。

○事務局

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、平成27年度第1回幌延町総合教育会議を終了いたしたいと存じます。お疲れさまでございました。